뭉

港区特別区税条例等の一部を改正す

る

条

例

右の議案を提出する。

平成三十年六月十三日

出者 港区長 武 井 雅 昭

提

港 区 特 別 区 税 条 例 等  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 条 例

(港区特別区税条例の一部改正)

第

条 港 区 特 別 X 税 条 例  $\overline{\phantom{a}}$ 昭 和  $\equiv$ + 九 年 港 区 条 例 第 五. + 五 号  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る

百  $\equiv$ 第 + 十 五. 万 条 円 第 \_ に 項 改 中 め 12 同 ょ 条 0 第 て \_ 項 を 中 12 控 ょ 除 り \_ 対 象 に 配 改 偶  $\Diamond$ 者 \_ 同 を 項 第  $\neg$ 同 \_ 号 生 中 計  $\neg$ 配 百 偶 者 十 \_ Ŧī. 12 万 改 円 8 を

得 た 金 額  $\mathcal{O}$ 下 に  $\neg$ に + 万 円 を 加 算 L た 金 額 を 加 え る

第 + 八 条 中 第 三 百 + 兀 条  $\mathcal{O}$ 第 項  $\mathcal{O}$ 各 号 \_ を 第 三 百 + 兀 条  $\mathcal{O}$ \_ 第 \_\_ 項 各 号 に 改  $\otimes$ 

扶 養 控 除 額 を \_  $\mathcal{O}$ 下 に \_ 前 年  $\mathcal{O}$ 合 計 所 得 金 額 が 千 五 百 万 円 以 下 で あ る \_ を 加 え る

第 十 条 中 所 得 割  $\mathcal{O}$ 納 税 義 務 者 \_ を  $\neg$ 前 年  $\mathcal{O}$ 合 計 所 得 金 額 が 千 五 百 万 円 以 下 で あ る 所

得 割  $\mathcal{O}$ 納 税 義 務 者 に 改  $\Diamond$ 同 条 第 号 イ 及 び 第 <u>-</u> 号 1 中  $\neg$ に お 1 て は \_ を  $\neg$ に は \_ に 改  $\otimes$ 

げ に 規 に 改 に ょ る 項 定 第 \_ 者 8 ょ す ŋ \_ \_ を + ŋ る \_\_ \_ 12 に 同 源 改 改 条 に 泉 条  $\Diamond$ 同 第 改 控 8 第 項 五.  $\otimes$ 除 \_ 司 項 対 項  $\neg$ 条 に 中 象 配 中 同 第 改 条 配 偶  $\neg$ 第 者 七  $\otimes$ に 偶  $\mathcal{O}$ 項 ょ 兀 者 特 者 中 項 12 别  $\sqsubseteq$ 同 0 条 7 中 係 控 を  $\sqsubseteq$ 第  $\mathcal{O}$ る 除 者 六 に に を ŧ 額 \_ \_ 項 ょ 掲  $\mathcal{O}$ 中 に げ を 0 を  $\mathcal{O}$ ょ て 除 下 る に に \_\_ 者 ŋ < に \_ 0 \_ を 掲 お げ 11 に に  $\overline{\phantom{a}}$ る て に 所 改 者 得 は ょ を  $\Diamond$ \_  $\overline{\phantom{a}}$ 12 り 加 税 に を お え 法 同 に 第 改 1 項  $\neg$ に た  $\Diamond$ 7 同 る は は 条 条 だ \_  $\sqsubseteq$ に 第 第 L に 書 を お 項 項 中 11 7 中 第 に  $\neg$  $\neg$ に  $\mathcal{O}$ は は \_ 者 + に ょ 三 に を ょ 0 号 て を 0  $\neg$ \_ に て  $\mathcal{O}$ に は 兀 を 撂 第 を に

改 第 第 三 三  $\Diamond$ + +  $\neg$ 兀 兀 同 条 条 条 第  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 三 三 五. 第 中 項 中 \_\_  $\neg$ 項 中 以 る 第  $\equiv$ 下 + に 兀 お  $\mathcal{O}$ 節 条 11 7  $\mathcal{O}$ は を 五 \_ 第 る  $\neg$ を 次 項  $\neg$  $\sqsubseteq$ に 条 と は 第 \_ \_ に 項  $\mathcal{O}$ 下 を に に 以 改 う 下 8  $\sum_{}$ る

 $\mathcal{O}$ 

節

 $\sqsubseteq$ 

を

次

条

第

項

義 る 12 務  $\mathcal{O}$ 者 は \_ と \_ 同 項 を 加 に え 規 る 定 す 年 金 所 得 に 係 仮 特 別 徴 収 税 額 11 以  $\mathcal{O}$ 下 特 別 同 じ 徴 収 義  $\mathcal{O}$ 務 特 者 別 徴 と 収 あ

に ょ 第 三 ŋ 総 + 務 五 条 大 臣  $\mathcal{O}$ が 七 定 中 8  $\neg$ た 第 様 五. 式 号  $\sqsubseteq$  $\mathcal{O}$ を 八 加 様 え 式 \_ る  $\mathcal{O}$ 下 に  $\neg$ 又 は 施 行 規 則 第 条 第 兀 項 た だ L 書  $\mathcal{O}$ 規

定

第 三 + 六 条 第 項 及 び 第 項 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 8 る

軽 自 動 車 税 は 三 輪 以 上  $\mathcal{O}$ 軽 自 動 車 に 対 L 当 該 三 輪 以 上  $\mathcal{O}$ 軽 自 動 車  $\mathcal{O}$ 取 得 者 に 環 境 性

能 割 に ょ 0 7 軽 自 動 車 等 に 対 L 当 該 軽 自 動 車 等  $\mathcal{O}$ 所 有 者 に 種 別 割 12 ょ 0 7 課 す る る

2 前 項 に 規 定 す る 三 輪 以 上  $\mathcal{O}$ 軽 自 動 車  $\bigcirc$ 取 得 者 に は 法 第 兀 百 兀 + 三 条 第 項 12 規 定 す

者 を 含 ま な 11 ŧ  $\mathcal{O}$ と す る

に 五. 改 条 第 三  $\Diamond$ 第 + 六 同 項 項  $\mathcal{O}$ 条 た 規 第 三 だ 定 12 項 L 書 ょ 中 中 ŋ 種 第 ま 別 兀 た 割 百 \_ は 兀 + に 三 を 条 又 に 第 は お <del>---</del>  $\sqsubseteq$ 1 項 7 12  $\mathcal{O}$ は 規 \_ 定 を に ŧ 0) ょ \_ に 0 て を は 軽 軽 第 自 自 動 項 車 動 車  $\mathcal{O}$ 税 等 規  $\sqsubseteq$ 定 を に に \_ 改 か 第  $\otimes$ か 兀 る わ 百 5 兀 ず +

種 別 割  $\mathcal{O}$ 課 税 免 除

第

三

+

六

条

 $\mathcal{O}$ 

\_

を

次

 $\mathcal{O}$ 

ょ

う

12

改

8

る

第 三 + 六 条  $\mathcal{O}$ 次  $\mathcal{O}$ 各 号 に 掲 げ る 軽 自 動 車 等 12 対 L て は 種 別 割 を 課 さ な V

公 益  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$ 直 接 専 用 す る ŧ  $\mathcal{O}$ と 区 長 が 認 8 る t  $\mathcal{O}$ 

\_ 商 品 で あ 0 7 使 用 L な VI Ł  $\mathcal{O}$ 

三 原 動 機 付 自 転 車 及 U 小 型 特 殊 自 動 車 を 製 造 L 又 は 販 売 す る 者 が 車 体 試 験  $\mathcal{O}$ た 8 規 則

で 定 8 る 標 識 を 表 示 L て 使 用 す る ŧ  $\mathcal{O}$ 

第 三 十 七 条 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改  $\Diamond$ る

軽 自 動 車 税  $\mathcal{O}$ 4 な す 課 税

第  $\equiv$ + 七 条 軽 自 動 車 等  $\mathcal{O}$ 売 買 契 約 に お 11 7 売 主 が 当 該 軽 自 動 車 等  $\mathcal{O}$ 所 有 権 を 留 保 L 7 11 る

場 合 に は ` 軽 自 動 車 税  $\mathcal{O}$ 賦 課 徴 収 に 0 11 て は 買 主 を 第 三 + 六 条 第 項 に 規 定 す る 三 輪 以

上  $\mathcal{O}$ 軽 自 動 車  $\mathcal{O}$ 取 得 者  $\overline{\phantom{a}}$ 以 下  $^{\sim}$  $\mathcal{O}$ 節 12 お 1 て  $\equiv$ 輪 以 上  $\mathcal{O}$ 軽 自 動 車  $\mathcal{O}$ 取 得 者 \_ لح 1 う

又 は 軽 自 動 車 等  $\mathcal{O}$ 所 有 者 لح 4 な L て 軽 自 動 車 税 を 課 す る

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 を 受 け る 売 買 契 約 に 係 る 軽 自 動 車 等 に 0 11 7 買 主  $\mathcal{O}$ 変 更 が あ 0 た لح

して、軽自動車税を課する。

き

は

新

た

12

買

主

と

な

る

者

を

三

輪

以

上

 $\mathcal{O}$ 

軽

自

動

車

 $\mathcal{O}$ 

取

得

者

又

は

軽

自

動

車

等

 $\mathcal{O}$ 

所

有

者

لح

4

な

3

法

第

几

百

兀

+

几

条

第

三

項

に

規

定

す

る

販

売

業

者

等

以

下

 $\mathcal{O}$ 

項

に

お

1

7

 $\neg$ 

販

売

業

者

等

\_

لح

を

1

う

当

11 う  $\overline{\phantom{a}}$ が そ  $\mathcal{O}$ 製 造 に ょ り 取 得 L た 三 輪 以 上  $\mathcal{O}$ 軽 自 動 車 又 は そ  $\mathcal{O}$ 販 売  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$ そ  $\mathcal{O}$ 他 運 行

道 路 運 送 車 両 法  $\overline{\phantom{a}}$ 昭 和 + 六 年 法 律 第 百 八 + 五 号  $\overline{\phantom{a}}$ 第 条 第 五 項 に 規 定 す る 運 行

次 項 に お 11 て 同 ľ 以 外  $\mathcal{O}$ 目 的 に 供 す る た 8 取 得 L た  $\equiv$ 輪 以 上  $\mathcal{O}$ 軽 自 動 車 に 0 11 て

該 販 売 業 者 等 が 法 第 兀 百 兀 + 兀 条 第 三 項 に 規 定 す る 車 両 番 号  $\mathcal{O}$ 指 定 を 受 け た 場 合 当 該

に 車 は 両 番 当 뭉 該  $\mathcal{O}$ 販 指 売 定 業 前 者 に 等 第 を 三 項 輪  $\mathcal{O}$ 以 規 上 定  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 軽 適 自 用 動 を 受 車 け  $\mathcal{O}$ 取 る 得 売 者 買 لح 契 4 約 な  $\mathcal{O}$ 締 L 7 結 が 環 行 境 わ 性 n 能 た 割 場 を 合 課 を す 除 る <

法  $\mathcal{O}$ 施 行 地 外 で 三 輪 以 上  $\mathcal{O}$ 軽 自 動 車 を 取 得 L た 者 が 当 該  $\equiv$ 輪 以 上  $\mathcal{O}$ 軽 自 動 車 を 法  $\mathcal{O}$ 施

4

行 地 内 に 持 5 込 W で 運 行  $\mathcal{O}$ 用 に 供 L た 場 合 に は 当 該  $\equiv$ 輪 以 上  $\mathcal{O}$ 軽 自 動 車 を 運 行  $\mathcal{O}$ 用 に 供

第 三 + 七 条  $\mathcal{O}$ 次 に 次  $\mathcal{O}$ 七 条 を 加 え る

す

る

者

を

三

輪

以

上

 $\mathcal{O}$ 

軽

自

動

車

 $\mathcal{O}$ 

取

得

者

と

4

な

L

て

環

境

性

能

割

を

課

す

る

日 本 赤 + 字 社  $\mathcal{O}$ 所 有 す る 軽 自 動 車 等 12 対 す る 軽 自 動 車 税  $\mathcal{O}$ 非 課 税  $\mathcal{O}$ 範 囲

第 三 + 七 条  $\mathcal{O}$ 日 本 赤 + 字 社 が 所 有 す る 軽 自 動 車 等  $\mathcal{O}$ う 5 直 接 そ  $\mathcal{O}$ 本 来 0 事 業  $\mathcal{O}$ 用 に 供

す る t  $\mathcal{O}$ で 次  $\mathcal{O}$ 各 뭉 に 該 当 す る £ 0) に 対 L て は 軽 自 動 車 税 を 課 さ な 11

- 救 急 用  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$
- \_ 巡 口 診 療  $\mathcal{O}$ 用 に 供 す る ŧ  $\mathcal{O}$
- $\equiv$ 患 者 輸 送  $\mathcal{O}$ 用 に 供 す る t
- 兀  $\mathcal{O}$
- 血 液 事 業  $\mathcal{O}$ 用 に 供 す る ŧ  $\mathcal{O}$

五.

救

護

資

材

 $\mathcal{O}$ 

運

搬

 $\mathcal{O}$ 

用

に

供

す

る

Ł

 $\mathcal{O}$ 

- 六 そ  $\mathcal{O}$ 他 区 長 が 必 要 لح 認  $\Diamond$ る Ł  $\mathcal{O}$
- 環 境 性 能 割  $\mathcal{O}$ 課 税 標 準
- 第 三 +七 条  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 環 境 性 能 割  $\mathcal{O}$ 課 税 標 準 は 三 輪 以 上  $\mathcal{O}$ 軽 自 動 車  $\mathcal{O}$ 取 得  $\mathcal{O}$ た  $\otimes$ に 通 常 要 す る

価 額 لح L て 施 行 規 則 第 + 五. 条  $\mathcal{O}$ + に 定  $\Diamond$ る と ک ろ に ょ り 算 定 L た 金 額 لح す る

環 境 性 能 割  $\mathcal{O}$ 税 率

第 三 + 七 条  $\mathcal{O}$ 兀 次  $\mathcal{O}$ 各 号 に 掲 げ る 三 輪 以 上  $\mathcal{O}$ 軽 自 動 車 12 対 し 7 課 す る 環 境 性 能 割  $\mathcal{O}$ 税 率 は

当 該 各 号 に 定  $\otimes$ る 率 لح す る

法 第 兀 百 五. + \_ 条 第 \_ 項 同 条 第 兀 項 に お 1 7 準 用 す る 場 合 を 含 む  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用

を 受 け る 4  $\mathcal{O}$ 百 分  $\mathcal{O}$ 

\_ 法 第 兀 百 五. + \_\_ 条 第 項 同 条 第 兀 項 に お 1 7 準 用 す る 場 合 を 含 む 0  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用

を受けるもの 百分の二

三 法 第 兀 百 五. + <del>\_\_</del> 条 第 三 項  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 を 受 け る t  $\mathcal{O}$ 百 分  $\mathcal{O}$ 

三

(環境性能割の徴収の方法)

第 三 十 七 条  $\mathcal{O}$ 五 環 境 性 能 割  $\mathcal{O}$ 徴 収 に 0 1 て は 申 告 納 付  $\mathcal{O}$ 方 法 に ょ 5 な け れ ば な 5 な 1

(環境性能割の申告納付)

第 三 十 七 条  $\mathcal{O}$ 六 環 境 性 能 割  $\mathcal{O}$ 納 税 義 務 者 は 法 第 兀 百 五 + 兀 条 第 項 各 号 に 掲 げ る 三 輪

以

上  $\mathcal{O}$ 軽 自 動 車  $\mathcal{O}$ X. 分 に 応 U 当 該 各 号 に 定 8 る 時 又 は 日 ま で に 施 行 規 則 第 三 +  $\equiv$ 号  $\mathcal{O}$ 兀

様 式 に ょ る 申 告 書 を 区 長 に 提 出 す る لح لح Ł に ` そ  $\mathcal{O}$ 申 告 に 係 る 環 境 性 能 割 額 を 納 付 L な け

ればならない。

2 三 輪 以 上  $\mathcal{O}$ 軽 自 動 車  $\mathcal{O}$ 取 得 者 環 境 性 能 割  $\mathcal{O}$ 納 税 義 務 者 を 除 < は 法 第 兀 百 五 +

条 第 項 各 号 に 撂 げ る 区 分 に 応 ľ 当 該 各 号 に 定  $\Diamond$ る 時 又 は 日 ま で に 施 行 規 則 第 三

十

 $\equiv$ 

兀

号  $\mathcal{O}$ 兀 様 式 12 ょ る 報 告 書 を 区 長 に 提 出 L な け n ば な 5 な 11

環 境 性 能 割 に 係 る 不 申 告 等 12 関 す る 過 料

第  $\equiv$ + 七 条  $\mathcal{O}$ 七 環 境 性 能 割  $\mathcal{O}$ 納 税 義 務 者 が 前 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 申 告 L 又 は 報 告 す べ き 事 項

に 0 1 て 正 当 な 事 由 が な < て 申 告 又 は 報 告 を L な か 0 た 場 合 に は そ  $\mathcal{O}$ 者 に 対 L + 万 円

以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、区長が定める

3

第 \_\_ 項  $\mathcal{O}$ 過 料 を 徴 収 す る 場 合 に お 1 て 発 す る 納 入 通 知 書 に 指 定 す ベ き 納 期 限 は そ

 $\mathcal{O}$ 

発

L た 日 か 5 + 日 以 内 لح す る

環 境 性 能 割  $\mathcal{O}$ 減 免

第 三 十 七 条  $\mathcal{O}$ 八 区 長 は 公 益  $\mathcal{O}$ た  $\otimes$ 直 接 専 用 す る 三 輪 以 上  $\mathcal{O}$ 軽 自 動 車 又 は 第 兀 十 五. 条  $\mathcal{O}$ 

第 項 各 号 12 掲 げ る 軽 自 動 車 等  $\equiv$ 輪 以 上  $\mathcal{O}$ Ł  $\mathcal{O}$ に 限 る 0  $\overline{\phantom{a}}$  $\mathcal{O}$ う ち 必 要 لح 認  $\otimes$ る Ł  $\mathcal{O}$ に 対

L て は 環 境 性 能 割 を 減 免 す る

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 環 境 性 能 割  $\mathcal{O}$ 減 免 を 受 け る た 8  $\mathcal{O}$ 手 続 そ  $\mathcal{O}$ 他 必 要

な

事

項

に

0

11

て

は

規 則 で 定  $\Diamond$ る

第 三 十 八 条  $\mathcal{O}$ 見 出 L 中 軽 自 動 車 税 \_ を 種 別 割 \_ に 改  $\Diamond$ 同 条 第 項 中 軽 自 動 車 税  $\mathcal{O}$ 

税 率 は 次  $\mathcal{O}$ 各 号 に 掲 げ る 軽 自 動 車 等 に 対 L \_ を  $\neg$ 次  $\mathcal{O}$ 各 号 に 掲 げ る 軽 自 動 車 等

す る 種 別 割  $\mathcal{O}$ 税 率 は に 改  $\Diamond$ 同 項 第 号 イ 中

年 額

三

千

六

百

円

に

対

L

て

課

千 九 百

円

年

額

ŧ  $\mathcal{O}$ 

乗

用

 $\mathcal{O}$ 

三

輪

 $\mathcal{O}$ 

Ł

 $\mathcal{O}$ 

輪

 $\mathcal{O}$ 

t

 $\mathcal{O}$ 

側

車

付

 $\mathcal{O}$ 

ŧ

0

を

含

む

兀

輪

以

上

 $\mathcal{O}$ 

Ł

 $\mathcal{O}$ 

営 業 用

自 家 用

百 百 円 円

年

額

万

八

年

額

六

千

九

を

貨 物 用  $\mathcal{O}$ ŧ

 $\mathcal{O}$ 

営 業 用

自 家 用

専 5 雪 上 を 走 行 す る

ŧ  $\mathcal{O}$ 

輪  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$  $\overline{\phantom{a}}$ 側 車 付 0 ŧ 0) を

(3)

兀

輪

以

上

0

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

(1)

乗

用

 $\mathcal{O}$ 

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

営

業

用

自

家

用

(2)

三

輪

 $\mathcal{O}$ 

Ł

 $\mathcal{O}$ 

(1)

む

含

年 額

年 額

六

百

円

年

額

五.

千

円

年

額

三

千

六

百

円

年

額

千

八

百

円

三千

百

三千 九

円

百 百 円 円 に

年

額

万

八

年

額

六 千

九

改  $\Diamond$ 同 号

中

口

業 用

営

(1)

貨

物

用

 $\mathcal{O}$ 

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

自 家 用

専 5 雪 上 を 走 行 す

る

ŧ

0)

年

額

三千

六

百

円

年

額

千

兀

百

円

年

額

五. 千

九

百

円

年

額

五

千

円

年

額

三千

八

百

円

(4)

 $\mathcal{O}$ 

農 耕 作 業 用  $\mathcal{O}$ ŧ,

そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 

を

(1)農 耕 作 業 用  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 

> 年 額 <u>-</u> 千 兀 百 円

年

額

五 千 九 百 円 12 改 8 同 条

第

項

中

(2)そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ Ł  $\mathcal{O}$ 

軽 自 動 車 税 を \_ 種 别 割 に 改 8 る

第 三 + 九 条 見 出 L を 含 む 及 び 第 兀 十 条  $\overline{\phantom{a}}$ 見 出 L を 含 む 0 中  $\neg$ 軽 自 動 車 税 を

種 別 割 12 改 8 る

を

 $\neg$ 

種

別

割

\_

に

 $\neg$ 

本

節

を

ک

 $\mathcal{O}$ 

節

 $\sqsubseteq$ 

に

改

8

同

条

第

\_

項

中

に

お

11

て

は

\_

を

に

は

\_

12

第 兀 + 条  $\mathcal{O}$ 見 出 L 中 軽 自 動 車 税 \_ を 種 别 割  $\sqsubseteq$ に 改  $\otimes$ 同 条 第 項 中 軽 自 動 車 税

 $\Diamond$ 同 条 第 項 中  $\neg$ 第 + 六 条 第 項 を  $\neg$ 第 三 + 七 条 第 項 に 改 8 る

改 兀 \_ \_\_ \_

第 兀 十 三 条  $\mathcal{O}$ 見 出 L 中 軽 自 動 車 税 \_ を 種 別 割 \_ に 改  $\Diamond$ 同 条 第 項 中 第 三 + 六 条 第

<u>-</u> 項 \_ を  $\neg$ 第 三 十 七 条 第 \_ 項 \_ に  $\neg$ に ょ 0 7 \_ を  $\neg$ に ょ ŋ \_ に  $\neg$ に お 1 て は \_ を  $\neg$ に は

に 改  $\Diamond$ る

だ L 第 書 兀  $\mathcal{O}$ 十 規 兀 条 定 に 第 ょ 0 項 て 中 軽 \_ 自 第 動 几 車 百 税 兀 \_ + 三 を 条 第 若 兀 L < 百 兀 は 十 第 三 五 + 条 又 七 は 条 第 第 三 \_\_ + 号 六 又 条 は 第 第  $\equiv$ 三 項 + 六 た だ 条 L 第 三 書 項 第 た

 $\equiv$ + 六 種 別 条 割  $\mathcal{O}$ \_ 第 に 号  $\neg$ 第 若 三 L + < 七 は 条 第 第 三 + 号 七 又 条 は  $\mathcal{O}$ 法 第  $\mathcal{O}$ 兀 規 百 定 兀 に + ょ  $\equiv$ り 条 種  $\mathcal{O}$ 別 規 割 定 に に ょ 0 7 軽 軽 自 自 動 動 車 車 税 税 \_ を を

法 第 兀 百 兀 + 五. 条 又 は 第 三 + 六 条 第  $\equiv$ 項 た だ L 書 第 三 + 六 条  $\mathcal{O}$ 第 号 若 L < は 第 三 +

七

条

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

ŋ

種

別

割

に

改

 $\otimes$ 

同

条

第

三

項

中

 $\neg$ 

第

三

+

七

条

第

三

号

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

0

て

に を  $\neg$ 筃 \_ 第 所  $\equiv$ あ + に わ 六 改 せ 8 7 条 \_  $\mathcal{O}$ \_ 同 を 条 第  $\neg$ 第 併  $\equiv$ 九 号 せ 項 7  $\mathcal{O}$ \_ 中 規 定 に に 軽 改 ょ 自  $\Diamond$ Ŋ 動 \_ 車 同 税 条 12  $\sqsubseteq$ 改 第 を 七 8 項 \_ 種 中 同 别 条  $\neg$ 割 第 第 \_ 八 六 に 項 項 \_ 改 中 8 を \_ に 同 次 お 条 項 1 \_ 第 て + に は \_ \_\_ 項 を  $\neg$ 中 個  $\neg$ 12 所 き は 損 を

第 兀 十 五. 条  $\mathcal{O}$ 見 出 L 中 軽 自 動 車 税  $\sqsubseteq$ を 種 別 割 \_ に 改  $\otimes$ 同 条 第 項 中 軽 自 動 車 税

を

 $\neg$ 

毀

損

に

 $\neg$ 

ま

滅

\_

を

磨

滅

に

改

 $\emptyset$ 

る

を

 $\neg$ 

種

別

割

12

改

8

لح

が

で

き

る

\_\_

を

削

ŋ

同

条

第

項

中

12

ょ

0

て

軽

自

動

車

税

を

12 ょ ŋ 種 別 割 \_ に 改 8 る

本 要 動 に  $\neg$ 第 項 と 車 第  $\neg$ \_ 兀 認 税  $\mathcal{O}$ 兀 + を  $\otimes$ 各 十 号 五 五 る を  $\subseteq$ ŧ 条 条 第  $\mathcal{O}$ 種  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ を \_ <u>-</u> \_ 項 別 \_ 項 割 を  $\mathcal{O}$ \_ 各 に 削 掲 見 号 改 ŋ に げ 出 \_ 8 改 る L 中 を 同  $\otimes$ 軽 同 条 自 軽 前 条 第 動  $\neg$ 条 第 自 車 第 三 項 と 等 動 項 が \_ 車 中 項 中 で 税  $\mathcal{O}$  $\neg$ 各 に き 下 号 に ょ る に を \_ \_ ょ 0 に 0 7 を  $\mathcal{O}$ 種 改 て 軽 削 う 别 8 軽 ŋ ち 割 自 \_ る 動 必 自 動 車 要 に 同 車 لح 改 税 項 税 第 認  $\Diamond$ を  $\otimes$ を 号 る 同 中 条 に ŧ  $\neg$ に ょ  $\mathcal{O}$ 第  $\neg$ ょ  $\mathcal{O}$ り う り 種 を 項 中 種 ち 加 別 别 割 え 割 区 次 12 長 が に 軽  $\mathcal{O}$ 必 自 下

第 兀 + 六 条 中  $\neg$ に お 1 7 は を に は に 改 8 同 条 を 第 兀 + 六 条  $\mathcal{O}$ と L 第 章 第 兀

第中同条の前に次の一条を加え

る

(製造たばこの区分)

第 兀 + 六 条 製 造 た ば ۲  $\mathcal{O}$ 区 分 は 次 12 掲 げ る لح お り と L 製 造 た ば ۲ 代 用 品 に 係 る 製 造 た

ば ک  $\mathcal{O}$ 区 分 は 当 該 製 造 た ば  $\overset{\succ}{\smile}$ 代 用 品  $\mathcal{O}$ 性 状 に ょ る ŧ  $\mathcal{O}$ لح す る

喫 煙 用  $\mathcal{O}$ 製 造 た ば

1 紙 巻 た ば

口 葉 巻 た ば

ハ パ 1 プ た ば ک

= 刻 4 た ば

ホ

加

熱

式

た

ば

 $\subseteq$ 

<u>-</u> か 4 用  $\mathcal{O}$ 製 造 た ば

 $\equiv$ カ ぎ 用  $\mathcal{O}$ 製 造 た ば

兀 十 七 条  $\mathcal{O}$ 次 に 次  $\mathcal{O}$ 条 を 加 え る

第

製 造 た ば ک لح 4 な す 場 合

第

 $\mathcal{O}$ 

物

品

又

は

 $\sum_{}$ 

れ

5

 $\mathcal{O}$ 

混

合

物

を

充

塡

L

た

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

 $\overline{\phantom{a}}$ 

た

ば

۲

事

業

法

第

三

条

第

項

に

規

定

す

る

会

社

兀 + 七 条  $\mathcal{O}$ 加 熱 式 た ば ک  $\mathcal{O}$ 喫 煙 用 具 で あ 0 7 加 熱 12 ょ り 蒸 気 と な る グ IJ セ IJ ン そ  $\mathcal{O}$ 他

以 下  $\sum_{}$  $\mathcal{O}$ 条 に お 11 7 会 社 と 11 う 0 加 熱 式 た ば  $\overset{\succ}{\cup}$  $\mathcal{O}$ 喫 煙 用 具 で あ 0 7 加 熱 に ょ り 蒸

気 لح な る グ IJ セ IJ ン そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 物 品 又 は ۲ れ 5  $\mathcal{O}$ 混 合 物 を 充 塡 L た ŧ  $\mathcal{O}$ を 製 造 L た 特 定 販 売

業 は ۲ 者 れ 6 加 熱  $\mathcal{O}$ 混 式 合 た ば 物  $\subseteq$ を 充  $\mathcal{O}$ 塡 喫 L 煙 た 用 ŧ 具  $\mathcal{O}$ で を あ 会 0 社 て 又 加 は 熱 特 に 定 ょ 販 り 売 蒸 業 気 者 لح カン な 5 る 委 グ 託 IJ を セ 受 IJ け ン て そ 製  $\mathcal{O}$ 造 他 L  $\mathcal{O}$ た 物 者 品 そ 又

を 11 は  $\mathcal{O}$ 適 7 引 他 渡  $\sum_{}$ 用 す 特 L n る 定 が 5 加 さ 12  $\sum_{}$ 熱 準 n ず 式 た  $\mathcal{O}$ 場 た £ る 合 ば 者  $\mathcal{O}$ に 及 と お 喫 び L 煙 7 11 輸 施 て 用 入 さ 具 行 特 n 規 لح た 則 定 第 加 11 Ł 熱 う  $\mathcal{O}$ 八 式 に 条 た 限  $\mathcal{O}$ \_ ば る は ے 0  $\mathcal{O}$ 喫 製 以 煙 造 下 で 用 た 定 具 8 ば  $\mathcal{O}$  $\sum_{}$ る に 条 係 لح 及 者 る 4 び に 製 な 次 ょ 造 り L 条 7 た 第 売 三 渡 ば ک 項 L  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 第 区 節 消 費 分  $\mathcal{O}$ 号 は 規 に 等 定 又 お

加

熱

式

た

ば

 $\sum_{}$ 

لح

す

る

<u>-</u> パ 項 兀 た  $\mathcal{O}$ 下 1 ば 項 第 項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ プ 表 中 12 兀 \_ た 第 +八 項 ば \_\_ を 前 を  $\overline{\phantom{a}}$ 号  $\neg$ 項 以 条 \_ 1 紙 下 第  $\mathcal{O}$  $\sum_{}$ に 中 巻 製 条 重 量 改 た 造  $\mathcal{O}$ 項  $\neg$ \_ 六 8 パ ば た 中 条 項  $\mathcal{O}$ ば 1 及 \_ ر 下 プ 同 U 第 に 条 た に 第 兀 ば + 第  $\mathcal{O}$ 五 兀  $^{\sim}$ 十 六 同 又 下 \_ 当 に 項 は 項 条 条 前 中 を 該  $\mathcal{O}$ 第  $\neg$ 三 下 項 葉 欄 加  $\mathcal{O}$ 前 に 項 次 加 項 巻 熱 お 熱 た 式 を 11 を 式 ば た て を \_ 項 た ۲ 同 ば 第  $\neg$ \_ ば ک 売 兀 前 表 に 渡 十 加 を  $\mathcal{O}$ 六 項 改 下 除  $\mathcal{O}$ L 品  $\emptyset$ < 等 条 欄 \_ に  $\mathcal{O}$ 目 改 と 同 に \_ لح  $\otimes$ 号 改 11 第  $\mathcal{O}$ 口 う  $\emptyset$ を 0 中 加 項 \_\_ 関 個 同 え  $\neg$ \_ 当 葉 項 L に 改 た 巻 後 を た 段 加 ŋ 喫  $\otimes$  $\mathcal{O}$ ば を 煙 え  $\mathcal{O}$  $\sum_{}$ 削 用 重 下 量 V) に  $\mathcal{O}$ 同 消 を 紙 費 条 を 第 同 巻 等 第

た 規 合 重 定 12 第 す 三 量 お を る け 項 合 加 る 第 計 熱 計 式 算 号 L た は に そ ば 掲  $\mathcal{O}$ 売 げ 合  $\mathcal{O}$ 渡 る 計 重 L 方 量 等 重 法 量 を に に を 11 係 ょ 紙 り う る 巻 加 加 た 熱 熱 ば に 式 式  $\sum_{}$ 当 た た  $\mathcal{O}$ 該 ば ば 本 加  $\mathcal{L}$  $\sum_{}$ 熱 数  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に 式 品 重 換 た 目 量 算 ば を す ک لح 紙 る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 巻 方 品 た ば 法 個 目  $\sum_{}$ に 当 ょ لح た  $\mathcal{O}$ ŋ 本  $\mathcal{O}$ り 行 数  $\mathcal{O}$ 数 う 量 重 に ŧ を 量 換  $\mathcal{O}$ 乗 算 لح す U 同 す 7 号 る る 得 12 場

5

加

え

同

を

同

第

لح

L

 $\mathcal{O}$ 

前

に

 $\mathcal{O}$ 

\_\_

を

え

る

ک を は 喫 同 加 第  $\mathcal{O}$ 煙 条 重 え 兀 + 用 第 量 八  $\mathcal{O}$ を 条 紙 項 紙 場 巻  $\mathcal{O}$ 巻 合 第 三 た た  $\mathcal{O}$ 売 \_ ば ば 項 渡 ۲ L を 中 \_ 若  $\mathcal{O}$ 本 場 前 を L < 数 合 項 \_ \_ 紙 は に 又 巻 換 消 は を 費 算 た 前  $\neg$ 第 ば 等 す 項 る 第 \_ 場 を 項 に 合 号 改 売 に に に 8 渡 お 掲 改 L け げ  $\otimes$ 同 等 る る \_ 項 方  $\neg$ を 12 に 法  $\mathcal{O}$ 同 に 重 条 ょ 量 第 第 を 同 ŋ \_ 兀 欄 兀 同  $\sqsubseteq$ 項 + 号  $\mathcal{O}$ と を 六 に 下 条 規 に L  $\neg$ 第 第 定  $\neg$ す 紙 同 兀 巻 条 + る 項 第 六  $\mathcal{O}$ 加 た \_ 条 熱 ば 売 \_\_ 項 渡 式  $\mathcal{O}$ に L た  $\mathcal{O}$ 次 又 ば

3 げ ŋ 紙 る 換 巻 加 方 算 た 熱 法 式 L ば た ۲ に た ょ 紙  $\mathcal{O}$ ば ک ŋ 巻 本 12 た 数 換 算 ば に 係 L  $\sum$  $\bigcirc$ る た 第  $\mathcal{O}$ 紙 本 八 \_\_ 巻 数 を 項 た に 乗  $\mathcal{O}$ ば ľ 製  $\bigcirc$  $\sum_{}$ て 造 計  $\mathcal{O}$ た 本 を 算 ば ک 数 乗 L じ た に  $\mathcal{O}$ て  $\bigcirc$ 紙 本 計 巻 数 <u>-</u> 算 た は を ば L ک 乗 た 第 ľ 紙  $\mathcal{O}$ <del>---</del> て 巻 本 号 計 た 数 に 算 ば 掲 L げ 第 た る  $\mathcal{O}$ 紙 本 号 方 巻 数 に 法 た 撂 に 及 ば ょ び げ  $\sum_{}$ 第 る り 三  $\mathcal{O}$ 方 換 本 묽 算 法 数 に に L  $\mathcal{O}$ 掲 ょ た

に

次

 $\mathcal{O}$ 

項

を

加

え

る

た ば 加 ک 熱  $\mathcal{O}$ 式 た 本 ば ک 12 換  $\overline{\phantom{a}}$ 算 特 す 定 る 加 方 熱 法 式 た ば ۲ 喫 煙 用 具 を 除 < 0  $\mathcal{O}$ 重 量  $\mathcal{O}$ \_ グ ラ  $\Delta$ を t 0 て 紙 巻

合

計

数

に

ょ

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

と

す

る

<u>-</u> 係 る 加 部 熱 分 式  $\mathcal{O}$ た 重 ば ک 量 を  $\mathcal{O}$ 除 重 量 < 0  $\overline{\phantom{a}}$ フ  $\mathcal{O}$ 1  $\bigcirc$ ル タ • 兀 1 グ そ ラ  $\mathcal{O}$ 7 他 を  $\mathcal{O}$ Ł 施 行 0 7 規 紙 則 巻 第 た + ば 六 ک 条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ \_  $\bigcirc$  $\mathcal{O}$ • 五. で 本 に 定 換 8 算 る す ŧ る  $\mathcal{O}$ 方 に

三 次 12 掲 げ る 加 熱 式 た ば  $\sum_{i}$  $\mathcal{O}$ 区 分 に 応 ľ そ れ ぞ れ 次 に 定 8 る 金 額  $\mathcal{O}$ 紙 巻 た ば ۲  $\mathcal{O}$ 本

法

額 及 条 伴 則  $\mathcal{O}$ び 第 第 を 11 金 法 百 必 兀 額 第 分 項 要 + に  $\mathcal{O}$ 兀 12 な 八 相 六 百 規 財 条 当 六 + 定 す 源 第 で + す <del>---</del> る  $\mathcal{O}$ 除 八 る 確 項 金 条 た 保 第 額 L 7 12 ば に ک 規 係 計 号 所 算 定 特 得 る に す L 別 特 定 税 た る 税 別  $\otimes$ 法 た 措 等 金  $\mathcal{O}$ る 額 ば た 税 置  $\mathcal{O}$ ば を 率 に \_\_ 関 ے 税 部 1 う  $\mathcal{O}$ 法 す 税 を 税 第 る  $\mathcal{O}$ 改 率 税 正 第 七 法 + 八 を 律 率 す る 項 そ 兀  $\overline{\phantom{a}}$ に れ 条 平 \_\_ 法 ぞ 律 成 般 お  $\mathcal{O}$ + れ 会 1 五. 7 千 12 年 計 平 で 同 規 法 に 成  $\equiv$ ľ 除 定 律 お + L す け 第 7 年 る 百 る 得 三 債 法 を た ŧ た ば + 務 律 ک 0 金 七  $\mathcal{O}$ 第 7 額 号 七 税 承  $\overline{\phantom{a}}$ 紙  $\mathcal{O}$ 号  $\mathcal{O}$ 継 合 巻 税 第 等 た 計 率 八 12 附

イ る を 額 相 当 受 金 売 額 す け 渡 た る L 消 金 小 等 費 額 売  $\mathcal{O}$ 及 税 定 時 び 法 価 に 法 を お  $\overline{\phantom{a}}$ 第 昭 1 け 和 う る 0 章 六 小  $\smile$ + 第 売 三 三 が 定 節 年 定 価  $\mathcal{O}$ 法  $\emptyset$  $\overline{\phantom{a}}$ 規 律 5 た ば 第 定 れ  $\sum_{i}$ 12 百 7 ょ 八 11 事 1) 号 る 業 課 加 法 さ  $\mathcal{O}$ 熱 第 規 式 三 れ 定 た + る 三 べ に ば き ょ  $\sum_{}$ 条 ŋ 地 第 方 課 当 消 さ 項 該 費 れ 小 又 税 る 売 は べ に 定 第 相 き 価 当 消 項 に す 費 相  $\mathcal{O}$ る 税 当 認 金 に す 可

ば

ک

0

 $\bigcirc$ 

五.

本

に

換

算

す

る

方

法

口 第 + イ 条 に 第 撂  $\equiv$ げ 項 る 第 Ł  $\mathcal{O}$ 号 以 口 外 及  $\mathcal{O}$ び 加 熱 第 兀 式 項 た  $\mathcal{O}$ ば 規 定  $\mathcal{O}$ た 例 ば ے に ょ 税 り 法 算 定 昭 L 和 た 五. 金 + 額 九 年 法 律 第 七 十 号

7 た ば 第  $\sum_{}$ 三  $\mathcal{O}$ 項 本 第 数  $\equiv$ に 号 換 に 算 掲 す げ る る 場 方 合 法 に に お ょ け ŋ る 加 計 熱 算 式 た は ば ۲ 売 渡 に 係 L 等 る に 同 係 号 る 1 加 又 熱 は 式 口 た に ば 定 ک  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ る 品 金 目 額 を と 紙  $\mathcal{O}$ 巻

第

兀

十

八

条

に

次

 $\mathcal{O}$ 

兀

項

を

加

え

る

を

除

<

た 額 又 前 金 個 項 額 当 は 紙 た  $\mathcal{O}$ を 巻 計 合 ŋ た 算 計  $\mathcal{O}$ ば に 同 し  $\subseteq$ 関 号 そ L  $\mathcal{O}$ イ  $\mathcal{O}$ 又 本 加 合 は  $\mathcal{O}$ 熱 計 口 式 額 12 金 定 額 た を ば に 紙 8 ۲ 巻 る 相 当  $\mathcal{O}$ た 金 す 品 ば 額 ے る 目 に 当 金  $\mathcal{O}$ لح 額 本 該 に  $\mathcal{O}$ 数 加 12 熱 式 銭 個 換 当 未 算 た 満 た す ば ک  $\mathcal{O}$ り る 端 方  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 数 第 法 品 が に 目 項 ょ あ لح る 第 り 場  $\equiv$ 行  $\mathcal{O}$ 号 う 数 合 量 に イ ŧ は に  $\mathcal{O}$ を 定 と 乗 ľ そ 8 す  $\mathcal{O}$ る る て 端 金 得

8

数

を

切

Ŋ

捨

7

る

Ł

 $\mathcal{O}$ 

لح

す

る

9 計 算 第 L 三 た 項 紙 各 巻 号 た に ば 撂 ک げ  $\mathcal{O}$ る 方 本 数 法 12 に ょ り 本 未 換 満 算  $\mathcal{O}$ L た 端 数 紙 巻 が あ た る ば 場 合  $\mathcal{O}$ に 本 は 数 に そ 同  $\mathcal{O}$ 項 端 に 数 規 定 を す 切 ŋ る 捨 数 を て る 乗 ľ ŧ  $\mathcal{O}$ 7

10 前 各 項 に 定  $\otimes$ る Ł  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ カン れ 6  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 に 関 L 必 要 な 事 項 は 施 行 規 則 で 定 8

る

と

す

る

第 兀 十 九 条 中 五. 千 百 六 + 円 \_ を  $\neg$ 五. 千 六 百 九 + 円 \_ に 改  $\Diamond$ る

第 五. + 条 第  $\equiv$ 項 中  $\neg$ 当 該 卸 売 販 売 業 者 等 を 卸 売 販 売 業 者 等  $\sqsubseteq$ に 第 兀 + 六 条 を

第四十六条の二」に改める。

に L 改 又 第  $\emptyset$ は 五 同 + 条 同 条 第 条  $\mathcal{O}$ 第  $\equiv$ 項 第  $\mathcal{O}$ 項 中 売 項 渡 中 に L ょ 若 規 定 0 L て < に \_ は ょ 消 を 0 費 て 等 に \_ ょ を ŋ を  $\neg$ \_ 規 に 売 定 改 渡 に L ょ  $\Diamond$ 等 り る に に 係 第 る 兀 税 + 額 六 \_ 条 を 第 係 項 る  $\mathcal{O}$ 税 売 金 渡

付

則

第

条

 $\mathcal{O}$ 

兀

第

項

中

得

た

金

額

 $\sqsubseteq$ 

 $\mathcal{O}$ 

下

に

に

十

万

円

を

加

算

L

た

金

額

を

加

え

る

付 則 第 五 条  $\mathcal{O}$ \_  $\mathcal{O}$ 次 に 次  $\mathcal{O}$ 五 条 を 加 え る

軽 自 動 車 税  $\mathcal{O}$ 環 境 性 能 割  $\mathcal{O}$ 賦 課 徴 収  $\mathcal{O}$ 特 例

第 五 条  $\mathcal{O}$ 三 軽 自 動 車 税  $\mathcal{O}$ 環 境 性 能 割  $\mathcal{O}$ 賦 課 徴 収 は 当 分  $\mathcal{O}$ 間 第 章 第  $\equiv$ 節  $\mathcal{O}$ 規 定 に カコ カン

わ 5 ず 東 京 都 が 自 動 車 税  $\mathcal{O}$ 環 境 性 能 割  $\mathcal{O}$ 賦 課 徴 収  $\mathcal{O}$ 例 に ょ ŋ 行 う Ł  $\mathcal{O}$ と す る

軽 自 動 車 税  $\mathcal{O}$ 環 境 性 能 割  $\mathcal{O}$ 非 課 税 及 75 減 免  $\mathcal{O}$ 特 例

第

五

条

 $\mathcal{O}$ 

几

当

分

 $\mathcal{O}$ 

間

第

三

+

七

条

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

か

カュ

わ

5

ず

東

京

都

が

法

第

百

几

+

八

条

第

動

項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 条 例 で 定  $\Diamond$ る 自 動 車 に 相 当 す る Ł  $\mathcal{O}$ と L て 区 長 が 定 め る 三 輪 以 上  $\mathcal{O}$ 軽 自

車 12 対 L て は 軽 自 動 車 税  $\mathcal{O}$ 環 境 性 能 割 を 課 さ な い

2

区 長 は 当 分  $\mathcal{O}$ 間 第  $\equiv$ + 七 条  $\mathcal{O}$ 八  $\mathcal{O}$ 規 定 に カ か わ 5 ず 東 京 都 知 事 が 自 動 車 税  $\mathcal{O}$ 環 境

性 能 割 を 減 免 す る 自 動 車 に 相 当 す る 4  $\mathcal{O}$ لح L 7 X 長 が 定  $\emptyset$ る  $\equiv$ 輪 以 上  $\mathcal{O}$ 軽 自 動 車 に 夶 L 7

は 東 京 都 に お け る 自 動 車 税  $\mathcal{O}$ 環 境 性 能 割  $\mathcal{O}$ 減 免  $\mathcal{O}$ 例 に ょ ŋ 軽 自 動 車 税  $\mathcal{O}$ 環 境 性 能 割 を

減 免 す る

軽 自 動 車 税  $\mathcal{O}$ 環 境 性 能 割  $\mathcal{O}$ 申 告 納 付  $\mathcal{O}$ 特 例

第 五. 条  $\mathcal{O}$ 五 第 三 + 七 条  $\mathcal{O}$ 六  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 申 告 納 付 に 0 1 て は 当 分  $\mathcal{O}$ 間 同 条 中

 $\overline{X}$ 

長

لح あ る  $\mathcal{O}$ は  $\neg$ 東 京 都 知 事  $\sqsubseteq$ と す る

軽 自 動 車 税  $\mathcal{O}$ 環 境 性 能 割 に 係 る 徴 収 取 扱 費  $\mathcal{O}$ 交 付

第 五. 条  $\mathcal{O}$ 六 区 は 東 京 都 が 軽 自 動 車 税  $\mathcal{O}$ 環 境 性 能 割  $\mathcal{O}$ 賦 課 徴 収 に 関 す る 事 務 を 行 う た  $\otimes$ 

12

要 す る 費 用 を 補 償 す る た 8 法 附 則 第 + 九 条  $\mathcal{O}$ + 六 第 項 に 掲 げ る 金 額  $\mathcal{O}$ 合 計 額 を 徴

収取扱費として東京都に交付する。

軽 自 動 車 税  $\mathcal{O}$ 環 境 性 能 割  $\mathcal{O}$ 税 率  $\mathcal{O}$ 特 例

第 五. 条  $\mathcal{O}$ 七 営 業 用  $\mathcal{O}$ 三 輪 以 上  $\mathcal{O}$ 軽 自 動 車 に 対 す る 第 三 + 七 条  $\mathcal{O}$ 兀  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 12 0 11 て は

当 分  $\mathcal{O}$ 間 次  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 上 欄 に 掲 げ る 同 条  $\mathcal{O}$ 規 定 中 同 表  $\mathcal{O}$ 中 欄 に 掲 げ る 字 旬 は そ れ ぞ れ 同 表

の下欄に掲げる字句とする。

第一号	百分の一	百分の〇・五
第二号	百分の二	百分の一
第三号	百分の三	百分の二

2 自 家 用  $\mathcal{O}$ 三 輪 以 上  $\mathcal{O}$ 軽 自 動 車 に 対 す る 第 三 + 七 条  $\mathcal{O}$ 兀 第 三 号 に 係 る 部 分 に 限 る  $\mathcal{O}$ 

規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 12 0 11 て は 同 号 中 百 分  $\mathcal{O}$ 三 لح あ る  $\mathcal{O}$ は 百 分  $\mathcal{O}$ \_ と す る

付 則 第 六 条  $\mathcal{O}$ 見 出 L 中 軽 自 動 車 税 \_  $\mathcal{O}$ 下 に  $\mathcal{O}$ 種 別 割 を 加 え 同 条 第 項 中  $\neg$ 初  $\otimes$ て

道 路 運 送 車 両 法 昭 和 \_ + 六 年 法 律 第 百 八 + 五. 号  $\overline{\phantom{a}}$ 第 六 + 条 第 項 後 段  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る を

最 初  $\mathcal{O}$ 法 第 兀 百 兀 十 兀 条 第 三 項 に 規 定 す る に 改  $\otimes$ 以 下  $\mathcal{O}$ 条 に お 1 て  $\neg$ 初 口 車 両 番

号 指 定 لح 11 う \_ を 削 ŋ 軽 自 動 車 税  $\mathcal{O}$ 下 に  $\mathcal{O}$ 種 別 割 を 上 欄 に 撂 げ る \_  $\mathcal{O}$ 

下 に  $\neg$ 同 項  $\mathcal{O}$ を 加 え 同 項  $\mathcal{O}$ 表 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改  $\otimes$ る

第二号イ(2)	三千九百円	四千六百円
第二号イ(3)(イ)	六千九百円	八千二百円
	一万八百円	一万二千九百円
第二号イ(3)(印)	三千八百円	四千五百円
	五千円	六千円

付 則 第 六 条 第  $\equiv$ 項 か 5 第 九 項 ま で を 削 る 0

付 則 第 六 条  $\mathcal{O}$ \_ を 削 る

付 則 第 + 条 第 三 項 中 第 三 十 七 条  $\mathcal{O}$ 七 ま で 第 三 十 七 条  $\mathcal{O}$ 九  $\mathcal{O}$ 兀 又 は 第 三 + 七 条  $\mathcal{O}$ 九  $\mathcal{O}$ 

五

\_

を

第

三

+

七

条

 $\mathcal{O}$ 

六

ま

で

第

三

+

七

条

 $\mathcal{O}$ 

八

又

は

第

 $\equiv$ 

+

七

条

 $\mathcal{O}$ 

九

\_

に

改

 $\otimes$ 

る

第

几

十

八

条

第

 $\equiv$ 

項

中

 $\bigcirc$ 

•

八

\_

を

 $\neg$ 

 $\bigcirc$ 

六

に

 $\bigcirc$ 

を

 $\bigcirc$ 

几

に

改

め

る

に

改

 $\otimes$ 

同

第 条 港 区 特 別 区 税 条 例  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う 12 改 正 す る

第 三 条 港 X 特 別 区 税 条 例  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る。

第 几 + 八 条 第 三 項 中  $\bigcirc$ 六 を  $\bigcirc$ 兀 に 兀 を を  $\bigcirc$ 六 を

項 第  $\equiv$ 号 中 附 則 第 兀 + 八 条 第 項 第 号 を 附 則 第 几 + 八 条 第 項 第 号 \_ に 改 め る

第 兀 + 九 条 中 五 千 六 百 九 + 円 を 六 千 百 + 円 に 改  $\otimes$ る

第 兀 条 港 区 特 別 区 税 条 例  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る。

項 定 第 す 項 第 る 第 三 兀 \_\_ 뭉 + 八 号 中 に 改 に 条 定 第  $\otimes$ 所  $\Diamond$ 得 三 る 項 同 税 \_ 뭉 法 中 を 等 口  $\bigcirc$ 中  $\mathcal{O}$ た ば 部 兀 昭  $\sum_{}$ を を \_ 和 税 改 五. 法 正 を + す  $\bigcirc$ 九 昭 る 年 和 法 法 五. 律 律 + を \_ 第 九 平 年 に 七 成 三 + 法 律 + 号 第 年  $\bigcirc$ 七 法 + 六 律 を 第 号 を 削 七 る 号  $\overline{\phantom{a}}$  $\bigcirc$ 第 十 附 則 八 条 第 第 兀 12 改 十 項 八 8 に 条 規 第 同

第 兀 十 九 条 中  $\neg$ 六 千 百 + 円 \_ を 六 千 五. 百 五. 十 円 12 改  $\otimes$ る

五 条 港 X 特 别 区 税 条 例  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う 12 改 正 す る

第

第

兀

十

七

条

 $\mathcal{O}$ 

中

 $\neg$ 

及

U

次

条

第

三

項

第

号

\_

を

削

る

同 同 に を 法 同 た 条 に 項 紙  $\bigcirc$ 第 条  $\mathcal{O}$  $\neg$ 第 第 第 ょ 第 巻 本 兀 三 た 数 十 九 五. り 号 ば に 八 項 項 項 同 を 第 と を 中 号  $\bigcirc$ 乗 条 \_ 12  $\mathcal{O}$ U 第 削 L 三 号 第 規 本 八 7 り  $\sqsubseteq$ 三 定 を 計 項 同 数 に 項 す に 乗 算 各 同 項 条 改 第 る 第  $\bigcirc$ U L 号 三 第 め 加 7 た 列 + 号 熱 号 八 計 紙 記 式 を を 算 巻 項 以 同 乗 L た 外 を 条 を た 同 ば た ば 同 第 項 じ  $\mathcal{O}$  $\sum_{}$ ک 第 第 紙 部 条 八 7 計 項 三  $\mathcal{O}$ 巻 分 第  $\mathcal{O}$ 中 項 号 た 本 中 九 重 算 لح 項 第 量 L ば 数  $\sum_{}$ 第 と を た 第 L \_ 三 す 号 紙  $\mathcal{O}$ 第  $\sqsubseteq$ る 項 巻 同 を 本 号 \_ 第 数 号 に た 条 削 三 ば 改 第 及 に を 号  $\sum_{}$ 兀 び 掲  $\emptyset$ イ  $\mathcal{O}$ 項 同 第 げ 次 \_ 本 中  $\equiv$ る 同 項 뭉 方 を 条 数 第 に 第 に 又 に 法 改 \_ 号 掲 第 七 換 は に  $\Diamond$ 三 算 げ ょ 項 前 を 項 中 す る Ŋ 項 削 第 方 る 第 り 換 紙 場 法 算 巻 第 三 号 合 に た 号 同 L 1 項 12 項 ょ た ば \_ 第 掲 ŋ  $\sum_{}$ を 第 紙 に 三 削 げ 巻 換  $\mathcal{O}$ 改 号 ŋ る 号 算 た 本 8 方 を ば 数 L

港

区

特

別

区

税

条

例

箬

 $\mathcal{O}$ 

部

を

改

正

す

る

条

例

 $\mathcal{O}$ 

部

改

正

第 六 条 港 区 特 別 区 税 条 例 等  $\mathcal{O}$ \_ 部 を 改 正 す る 条 例 平 成 <u></u> + 六 年 港 区 条 例 第 + 七 号 )  $\mathcal{O}$ 

一部

を次のように改正する。

下

に

同

条

例

 $\mathcal{O}$ 

\_

を

加

え

同

項

 $\mathcal{O}$ 

表

を

次

 $\mathcal{O}$ 

ょ

う

に

改

 $\otimes$ 

る。

項 及 付 則 び 新 第 条 五. 例 条 第 を 項 港 中 区 特 軽 別 自 区 動 税 車 条 税 \_ 例 第  $\mathcal{O}$ 下 三 に + 八  $\neg$ 条  $\mathcal{O}$ 第 種 別 項 割 及 \_ び を \_ 加 に え 改 め、 新 条 上 例 欄 第  $\equiv$ に 撂 +げ 八 る 条 第  $\mathcal{O}$ 

の項 の表第二号イ2)	付則第六条第一項		第三十八条第一項第二号イ3(四)		第三十八条第一項第二号イ(3)(イ	第三十八条第一項第二号イ(2)
第二号イ(2)	第三十八条第一項	五千円	三千八百円	一万八百円	六千九百円	三千九 百円
て適用される第三十八条第一項条第一項の規定により読み替え平成二十六年改正条例付則第五	港区特別区税条例等の一部を改満区特別区税条例等の一部を改造を改善を表別のでは、	四千円	三千円	七千二百円	五千五百円	三千百円

第 七 八 を 次 条 条 付 第  $\mathcal{O}$ 則 ょ 第 港 う 区 項 五. に 特 及 条 改 別 び 第 正 同 区 す 税 条 項 る。 中「 条 例 例 等 に 新 条  $\mathcal{O}$ 例 第三 部 を 新 改 条 + 八 例 正 条 \_ す 第二 る を 条 例 項 及 同 平 条 び 成 例 新 \_ 条 + に 例  $\sqsubseteq$ 七 改 年  $\otimes$ を 港 る。 区 港 条 区 例 特 第 別 五. 区 + 税 号) 条 例 第三十  $\mathcal{O}$ 

部

	-	(3) 印の項付則第六条第一項の表第二号イ		<u>+</u>	(3) (4)の項付則第六条第一項の表第二号イ 第		
五千円	三千八百円	第 二 号 イ (3) (ロ)	一万八百円	六千九百円	第二号イ(3)(イ)	三千九百円	
四千円	三千円	第二号イ(3) 印第二号イ(3) 印第二号イ(3) 印第三十八条第一項条第一項の規定により読み替え平成二十六年改正条例付則第五	七千二百円	五千五百円	第二号イ(3) (4) て適用される第三十八条第一項条第一項の規定により読み替え平成二十六年改正条例付則第五	三千百円	第二号イ(2)

三 12 + 条 + 改 第 年 付 三 則 \_\_\_  $\otimes$ 年 \_\_ 兀 項 月 第 日 \_ \_ 三 月 五 同 + に 条 を 条 改 第 第 日 \_ \_\_  $\Diamond$ 十 港 日 \_ 兀 X. 項 を 項 特 を 中 同  $\neg$ 表  $\mathcal{O}$ 平 别 平 新 第 表 成 区 三 六 第 税 成 条 項 五 + 条 三 例 \_ 項 例 十  $\mathcal{O}$ <del>---</del> を 項  $\mathcal{O}$ 年 第 中 項 十 兀 年 \_ 中 月 + 港 九 平 六 区 月  $\neg$ 三 成 平 日 条 特 三 \_\_ 成  $\mathcal{O}$ + 別 <u>-</u> 十 三 に 日 区  $\sqsubseteq$ 十 第 税 年 条 に 千 項 九 年 改 例 \_ \_ 月 兀 8 三 月 に に 百 + 三 六 改 改 同 + + 日  $\otimes$ 条 8  $\sqsubseteq$ 日 第 \_ を 円 同 兀 同 を 条 項 項  $\neg$ 平 第 中 第 を  $\neg$ 成 平 十  $\equiv$  $\neg$ 三 三 成 千 号 新 + 三 中 六 条 項 中 + 百 例 年 平 \_\_ 九 第  $\neg$ 三 十 平 年 成 兀 \_  $\equiv$ 月 十 成 +  $\equiv$ 月 円  $\equiv$ 六 +

に 関 T す メ る IJ 条 力 合 例  $\mathcal{O}$ 衆 玉 部 軍 隊 改 正  $\mathcal{O}$ 構 成 員 等  $\mathcal{O}$ 所 有 す る 軽 自 動 車 等 に 対 す る 軽 自 動 車 税  $\mathcal{O}$ 賦 課 徴 収  $\mathcal{O}$ 特

例

十

日

\_

に

改

8

る

第 八  $\mathcal{O}$ 特 題 条 名 例 及 ア に 関 U メ IJ 第 す る 力 \_\_ 条 合 条 中 例 衆 玉 軽 昭 軍 隊 自 和 動 五  $\mathcal{O}$ + 構 車 年 税 成 港 員 区 等  $\mathcal{O}$ 下 条  $\mathcal{O}$ に 例 所 第 有 す  $\mathcal{O}$ 五 + る 種 別 兀 軽 割 号 自 動 車 を  $\mathcal{O}$ 加 等 え に 部 る を 対 次 す  $\mathcal{O}$ る ょ 軽 う 自 に 動 改 車 税  $\Diamond$ る  $\mathcal{O}$ 賦 課 徴 収

\_

 $\sqsubseteq$ 

第 \_ 条  $\mathcal{O}$ 見 出 L 中  $\neg$ 軽 自 動 車 税  $\mathcal{O}$ 下 に  $\mathcal{O}$ 種 別 割 \_ を 加 え 同 条 中 軽 自 動 車 税  $\mathcal{O}$ 下

に  $\neg$  $\mathcal{O}$ 種 別 割 を 加 え 左 を 次 に 改  $\Diamond$ る

第

三

条

中

軽

自

動

車

税

 $\mathcal{O}$ 

下

に

 $\mathcal{O}$ 

種

別

割

\_

を

加

え

る

軽 第 自 兀 動 条 車 第 税 項 種 中 別 割 軽 自 納 動 税 車 税 証 紙  $\mathcal{O}$ に  $\mathcal{O}$ 下 に  $\neg$ 払 込 種 ま 别 な 割 け  $\mathcal{O}$ \_ れ ば を \_ 加 え を 払  $\neg$ 11 軽 込 自 ま 動 な 車 け 税 れ 納 ば 税 \_ 証 に 紙 改  $\otimes$ を

同 条 第 項 中 軽 自 動 車 税  $\mathcal{O}$ \_  $\mathcal{O}$ 下 に 種 别 割  $\mathcal{O}$ \_ を 加 え 軽 自 動 車 税 納 税 済 証 印 \_ を

軽 自 動 車 税 種 別 割 納 税 済 証 印 \_\_ に 改  $\Diamond$ る

付 則

第

五

条

中

軽

自

動

車

税

 $\mathcal{O}$ 

下

に

 $\mathcal{O}$ 

種

別

割

を

加

え

る

施 行 期 日

第 条  $\mathcal{O}$ 条 例 は 次  $\mathcal{O}$ 各 号 に 掲 げ る X 分 に 応 U 当 該 各 号 12 定  $\otimes$ る 日 か 5 施 行 す る

条 中 港 区 别 区 税 条 例 十 条 + 条 五. び 十 五 条  $\mathcal{O}$ 七 改

規 定 公 布  $\mathcal{O}$ 日

第

特

第

三

兀

 $\mathcal{O}$ 

三

第

三

兀

 $\mathcal{O}$ 

及

第

三

 $\mathcal{O}$ 

正

同

条

例

第

章

第

兀

節

中

同

条

 $\mathcal{O}$ 

前

に

\_

条

を

加

え

る

改

正

規

定

同

条

例

第

兀

+

七

条

 $\mathcal{O}$ 

次

に

条

を

第 \_\_ 条 中 港 区 特 別 区 税 条 例 第 兀 十 六 条  $\mathcal{O}$ 改 正 規 定 同 条 を 同 条 例 第 兀 + 六 条  $\mathcal{O}$ لح L

加 え る 改 正 規 定 並 び 12 同 条 例 第 兀 十 八 条 カン 5 第 五. + 条 ま で 及 び 第 五. + 条  $\mathcal{O}$ 三  $\mathcal{O}$ 改 正 規 定 並

び 12 第 七 条 並  $\mathcal{U}$ 12 付 則 第 几 条 及 び 第 五 条  $\mathcal{O}$ 規 定 平 成 三 十 年 + 月 日

三 第 条 中 港 区 特 别 X 税 条 例 第 + \_\_ 条 第 項  $\mathcal{O}$ 改 正 規 定  $\overline{\phantom{a}}$  $\neg$ 控 除 対 象 配 偶 者 \_ を  $\neg$ 同 生

計 配 偶 者 12 改  $\Diamond$ る 部 分 に 限 る 及  $\mathcal{U}$ 同 条 例 第 + 条  $\mathcal{O}$ 改 正 規 定 並 び に 同 条 例 付 則 第

+ \_ 条 第 三 項  $\mathcal{O}$ 改 正 規 定 並 び に 次 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 平 成 三 + \_\_ 年 月 \_\_ 日

兀 条 例 第 第 三 条 + 中 七 港 条 区  $\mathcal{O}$ 特 次 别 12 区 七 税 条 条 を 例 加 第 え 三 る 十 改 六 正 条 規 定 第 三 並 び 十 12 六 同 条 条  $\mathcal{O}$ 例 第 及 三 び + 第 三 八 条 十 七 第 条 三  $\mathcal{O}$ + 改 九 正 条 規 及 定 び 第 同

え 几 九 項 る + ま 改 \_\_ で 正 条 及 規 カゝ び 定 6 第 第 六 兀 同 条 + 条  $\mathcal{O}$ 例 五 付 条 を 則  $\mathcal{O}$ 削 第 六 ま る で 改 条 正 第  $\mathcal{O}$ 規 改 正 定 項 並  $\mathcal{O}$ 規 定 び 改 に 正 並 第 規 び 定 12 条 同 並 び 条 第 に 例 六 付 同 条 条 則 及 例 第 び 付 五. 第 則 条 八  $\mathcal{O}$ 第 六 条 並 条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{U}$ 第 次 に 三 12 項 五. 付 則 条 カュ 第 5 を  $\equiv$ 第 加

五 第 三 条 並 び に 付 則 第 六 条 第 項 及 び 第 七 条  $\mathcal{O}$ 規 定 平 成 三 + \_ 年 十 月 日

条

及

び

第

六

条

第

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

平

成

三

+

\_\_

年

+

月

日

六 付 に 則 掲 第 第 げ る 条 条 改 中  $\mathcal{O}$ 正 港 几 規 区 定  $\mathcal{O}$ 特 改 を 別 正 除 区 規 税 0 定 条  $\smile$ 並 例 び 第 並 に + U \_\_\_ 次 に 条 同 条 第 条 第 例 項 第 項  $\mathcal{O}$ +  $\mathcal{O}$ 規 八 改 定 条 正 規 及 平 び 定 成 第 三 同 + + 条 三 条 第 年  $\mathcal{O}$ <del>---</del> 改 項 月 正  $\mathcal{O}$ 規 改 定 日 正 並 規 び 定 に 同 第 三 条 例 号

八 第 五. 条 及 75 付 則 第 + 条  $\mathcal{O}$ 規 定 平 成 三 + 兀 年 + 月 日

七

第

兀

条

並

び

に

付

則

第

八

条

及

び

第

九

条

 $\mathcal{O}$ 

規

定

平

成

三

+

三

年

+

月

日

(区民税に関する経過措置)

第 \_ に 分 は 条 0 11 7 平 前 は 成 条 三 第 な + 三 \_\_ 号 お 年 12 従 度 掲 前 以 げ  $\mathcal{O}$ 例 後 る に  $\mathcal{O}$ 規 ょ 年 定 度 に る 分 ょ る  $\mathcal{O}$ 区 改 民 正 税 後 に  $\mathcal{O}$ 港 0 11 区 て 特 適 別 用 区 税 L 条 平 例 成  $\mathcal{O}$ 三 規 + 定 年 中 度 X 民 分 ま 税 で 12 関  $\mathcal{O}$ す  $\overline{X}$ 民 る 税 部

2 平 成 前 三 条 十 第 三 六 뭉 年 度 に 以 掲 げ 後 る  $\mathcal{O}$ 年 規 度 定 分 に ょ  $\mathcal{O}$ 区 る 民 改 税 正 に 後  $\mathcal{O}$ 0 11 港 7 区 適 特 用 別 L  $\overline{X}$ 税 平 条 成 例 三  $\mathcal{O}$ + 規 定 年 中 度 区 分 民 ま 税 で に  $\mathcal{O}$ 関 区 す 民 る 税 部 に 分 は 0

11

て

は

な

お

従

前

 $\mathcal{O}$ 

例

12

ょ

る

軽 自 動 車 税 に 関 す る 経 過 措 置

第 三 て 号 に 条  $\neg$ 平 掲 成 げ 付 三 る 則 + 規 第 定  $\mathcal{O}$ 年 条 施 新 第 行 条 兀  $\mathcal{O}$ 例 号 \_ に 日 以 と 掲 後 1 げ に う る 0 取 規  $\overline{\phantom{a}}$ 得 定 に さ  $\mathcal{O}$ ょ れ 規 た 定 る 三 中 改 輪 軽 正 以 自 後 上 動  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 車 港 軽 税 区 自  $\mathcal{O}$ 特 環 動 别 車 境 区 に 性 税 対 能 条 L 割 例 7 に 課 関 以 す す 下 ک る る 軽 部  $\mathcal{O}$ 自 分 条 に 動 は 車 お 税 同 11

2 年 度 平 分 成 三  $\mathcal{O}$ 軽 + 自 <del>---</del> 動 年 車 新 税 条 例  $\mathcal{O}$ 種  $\mathcal{O}$ 别 規 割 定 12 中 軽 0 VI 自 て 動 適 車 用 税 L  $\mathcal{O}$ 種 平 别 成 割 三 に + 関 す \_ 年 る 度 部 分 分 ま は で 平  $\mathcal{O}$ 軽 成 自 三 十 動 車 税 年 に 度 以 0 11 後 て  $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

環

境

性

能

割

12

0

11

7

適

用

す

る

は

な

お

従

前

 $\mathcal{O}$ 

例

に

ょ

る

3 軽 11 後 自  $\mathcal{O}$ 付 年 動 則 度 車 第 等 分 <del>---</del> お  $\mathcal{O}$ に 条 軽 対 第 す 自 兀 号 動 る 車 軽 に 税 自 掲 げ  $\mathcal{O}$ 動 種 車 る 別 税 規 割  $\mathcal{O}$ 定 に に 賦 0 課 ょ 11 徴 る 7 収 改 適  $\mathcal{O}$ 正 用 特 後 L 例  $\mathcal{O}$ に ア 平 関 メ 成 す IJ 三 る 力 十 条 合 例 衆 \_\_\_ 年  $\mathcal{O}$ 玉 度 規 軍 定 分 隊 ま は  $\mathcal{O}$ で 構  $\mathcal{O}$ 平 成 軽 成 員  $\equiv$ 等 自 動 +  $\mathcal{O}$ 車 所 税 年 有 に 度 す 0 以 る

た ば  $\sum_{}$ 税 に 関 す る 経 過 措 置

て

は

な

従

前

 $\mathcal{O}$ 

例

12

ょ

る

第 几 又 は 条 課 す 別 段 ベ き  $\mathcal{O}$ で 定 あ  $\otimes$ 0 が た あ た る ば Ł ک  $\mathcal{O}$ 税 を に 除 き 9 1 て 付 則 は 第 な お 条 従 第 前 号  $\mathcal{O}$ 例 に に 掲 ょ げ る る 規 定  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 前 に 課 L た

丰 持 品 課 税 に 係 る た ば 税

第 五 条 平 成 三 + 年 + 月 \_\_ 日 前 に 地 方 税 法 昭 和 + 五 年 法 律 第 百 + 六 号 第 几 百 六 +

五

に 製 に ば + 営 販 ŧ 第 が る 第 持 品 正 項 条  $\sum_{}$ お 業 造 売 を す に 第 所  $\mathcal{O}$ 所 卸 兀 す 九 け 所 た 在 業 لح  $\mathcal{O}$ 項 得 売 項 る 除 る お 条 \_\_ ば す 者 製 第 項 る  $\mathcal{O}$ 4 に 税 販 及 卸 < 条 11 た 等 に 所 る な 造 お 法 売 てバ 売 例 7 <del>---</del> ば と 在 を 貯 L 者 11 等 業 第 販 以 項 規  $\sum_{}$ す 直 7 لح 7 者 売 下 平 売 定 蔵 L  $\mathcal{O}$ 五 第  $\sum_{}$ 税 る 接 場 7 同 等 項 業 渡 す L 成 \_\_\_  $\neg$ 管 当 7 号 る  $\mathcal{O}$ 小 所 項 所 部 を に 者  $\mathcal{O}$ L 課 売 理 該 当 得 を お 等 項 + 等 売  $\mathcal{O}$ 11 及 \_ 税 す 製 規 該 税 改 う 及 七 び 渡 販 11 標 付 売 る 造 定 製 法 正 7 U 年 لح 第 L れ 準 業 営 5 た に 造 等 す 以 則 第 港 11 又 \_ 者 業 ば ょ た 下 平 号 は は 改 る 第 五 区 う  $\mathcal{O}$  $\mathcal{L}$ 項 に に 所 者 ŋ ば 正 法 同 成 条 同  $\overline{\phantom{a}}$ ľ 三 当 12 条 売 に が た 法 律 条 例 規  $\subseteq$ ば を  $\sqsubseteq$ 十 第 該 お 小 第 お 第 が 定 ŋ  $\overline{\phantom{a}}$  $\sum_{}$ 売 渡 لح 平 年 す 11 売 れ 同 11 五 行 ŋ 号 て 項 L て 販 5 税 日 11 成 又 新 十 わ る 渡 た 所 売  $\mathcal{O}$ を に う 三 は 条 に 号 れ 売 12 ۲ 製 た 持 業 者 課 十 掲 規 L ŧ 小 例 渡  $\overline{\phantom{a}}$ \_ た さ 者 が さ れ 年 売 げ 造 製 L 定  $\mathcal{O}$ 付 Ł と れ で 卸 れ 5 附 法 販 と る た 則 造 を す 4 る 則 ば る  $\mathcal{O}$ あ 売 る  $\mathcal{O}$ 律 売 1 規 第 た 除  $\sum_{}$ と 者 第 業 う ば < 売 な ŧ る 販 第 定 五 لح \_ 4 場 売 五 七 者 12 条 渡 L  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\overline{\phantom{a}}$ な 7 合 業 لح 製 + 号 が ょ と 付 L に 第 さ 者 あ 港 若 限 に な 造 第 る 11 則 \_\_ <del>---</del> 等 う は る た 条 る 兀 改 区 第 L n た る 付 項 る ば 区 で لح ば 第 則 場 + 正 12 特 七 <  $\overline{\phantom{a}}$  $\overline{\phantom{a}}$ 製 六  $\mathcal{O}$ あ き 第 合 後 規 別 条 は 造 る 税 を 区 は  $\mathcal{O}$ 項 七 に 条  $\mathcal{O}$ を 定 区 第 消 た 場 製 費 を 同 域  $\mathcal{O}$ 条 お  $\mathcal{O}$ 港 同 す 税 ば  $\sum_{}$ 等 課 日 内 合 造 規 第 11 区 日 る 条 項 12 す に に に れ 場 定 7 第 特 紙 例 及  $\overline{\phantom{a}}$ ` 区 に 巻 等  $\mathcal{O}$ る 所 は 5 カン 項 \_\_\_ 別 販 び 同 本  $\mathcal{O}$ 在 区 5 ょ 及  $\sum_{}$ 項 区 売 た 第 法  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 数 す ŋ び に 九 第 区  $\mathcal{O}$ 者 移 れ 税  $\mathcal{O}$ ば لح 製  $\mathcal{O}$ 域 る X. が 第 5 規 条 た 部 条 几 出 場 三 内 当 域 L 浩 九  $\mathcal{O}$ 定 例  $\Diamond$ を 第 百 卸 合 内 た た 条 者 す 所 改 六

級

に

該

売

当 該 た ば ک 税  $\mathcal{O}$ 税 率 は 千 本 に 0 き 兀 百  $\equiv$ + 円 لح す る

2 前 項 に 規 定 す る 者 は 同 項 に 規 定 す る 貯 蔵 場 所 又 は 小 売 販 売 業 者  $\mathcal{O}$ 営 業 所 <u>\_</u>" لح に 地 方 税

法 施 行 規 則  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 省 令 平 成 三 + 年 総 務 省 令 第 +兀 号  $\overline{\phantom{a}}$ 別 記 第 号 様 式 に ょ

る

申 告 書 を 平 成 三 十 年 十 月 三 十 日 ま で 12 区 長 に 提 出 L な け れ ば な 5 な 11

3 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 申 告 書 を 提 出 L た 者 は 平 成 三 +年 兀 月 日 ま で に そ  $\mathcal{O}$ 申 告 12 係 る

税 金 を 地 方 税 法 施 行 規 則 昭 和 + 九 年 総 理 府 令 第 + 三 号 以 下 施 行 規 則  $\sqsubseteq$ لح 11 う

第 三 + 兀 号  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 五 様 式 に ょ る 納 付 書 12 ょ 0 て 納 付 L な け れ ば な 5 な 11

4 年 新 第 条 例 項 第  $\mathcal{O}$ 五. 規 + 定 条 に ょ  $\mathcal{O}$ 三 ŋ 第 た 兀 ば ۲ 項 税 及  $\mathcal{U}$ を 課 第 五. す 項 る 場 第 合 五. に + は 条  $\mathcal{O}$ 前 三 六 並 項 び に に 規 第 定 五. す 十 る ŧ 条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規 ほ 定 か を 適 平 用 成 三 す る 十

 $\mathcal{O}$ 場 合 に お 1 7 次  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 上 欄 に 掲 げ る 平 成  $\equiv$ 十 年 新 条 例  $\mathcal{O}$ 規 定 中 同 表  $\mathcal{O}$ 中 欄 に 掲 げ る 字

旬 は そ れ ぞ n 同 表  $\mathcal{O}$ 下 欄 に 掲 げ る 字 旬 と す る

十年改正条例」という。)付の第五十一条において「平成の第五十一条において「平成正する条例(平成三十年港区正する条例(平成三十年港区の一部を別区税条例等の一部を	第一項又は第二項の二の二様式	第五十条の三第五項
の地方税法施行規則の一部を	行規則第三十四	第五十条の三第四項

第五十条の六第一項	第五十条の三第一項又	第二項平成三十年改正条例付則第五条
	当該各項	同項
第五十一条第二項	項又は第二項法第四百七十三条第一	第三項平成三十年改正条例付則第五条

5

受 六 準 本 べ 様 12 区 数 け 式 ょ 平 き 条 用  $\mathcal{O}$ を で ょ に  $\mathcal{O}$ す ŋ 区 成 三 う 記 あ ょ 兀 た 域 る 0 ば 載 と る 内 十 0  $\mathcal{O}$  $\subseteq$ す 書 に 年 L た 規 新 た 旨 る 類 定  $\mathcal{O}$ 税 営 上 を 製 中 に 場 を 業 条 で 証 造 課 所 例 ょ 合 斌 同 す た ŋ に さ 第  $\mathcal{O}$ 様 る ば 諴 お n 所 五. ک 式 に た 十  $\mathcal{C}$ 11 在 に 足 す に 出 れ て 条 ょ り 0 5 又 る  $\mathcal{O}$  $\blacksquare$ る 11  $\mathcal{O}$ 当 は 几 政 小 課 書 書 て  $\zeta$ 売 規 該  $\mathcal{O}$ 類 類 第 卸 さ 販 規 定 N を に 12 売 売 定 9 れ 基 規 販 業 項 쇸 る は 者 れ づ  $\mathcal{O}$ 缈 定 売 べ す 業 5 規 き に 1 販 批 者 0 て 定 る t 売 売  $rac{1}{2}$ 申 に 契 3 申 等  $\mathcal{O}$ ŋ 告 当 ょ 告 渡 約 N は  $\mathcal{O}$ 書 ŋ 書 返 該 L 1,  $\mathcal{O}$ 還 た 12 返 た に 施 解 14 添 還 ば 添 行 を 製 除 # 付  $\sum_{}$ 規 受 造 そ に 屈 付 \_ L 係 税 す 則 け た  $\mathcal{O}$ な る が 欄 ベ 第 た ば 他  $\sum_{}$ け 製 課 + 卸 に き P 造 さ 施 六 売 れ  $\mathcal{O}$ む 当 ば た ħ 条 販 う を 行 な ば た 該 規  $\mathcal{O}$ 売 ち 得 控 業 5 則 な な 第 者 除 第 1  $\mathcal{O}$ 又  $\mathcal{O}$ 1 品 は 又 + 五 等 理 目 課 は 六 又 項 に 由 さ 還 号 は 0  $\mathcal{O}$ に と 第 ょ れ 付  $\mathcal{O}$ 11 規  $\mathcal{O}$ る を 五. + て 定 り

た ば 税 に 関 す る 経 過 措 置

る

 $\sum_{}$ 

第 六 条 別 段  $\mathcal{O}$ 定  $\otimes$ が あ る Ł  $\mathcal{O}$ を 除 き、 付 則 第 条 第 几 号 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 施 行 0 日 前 に 課 L た

又 は 課 す べ き で あ 0 た た ば  $\overset{\succ}{\smile}$ 税 に 0 11 て は な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る

2 は 課 別 す 段 べ  $\mathcal{O}$ き 定 で  $\Diamond$ が あ 0 あ た る た t ば  $\mathcal{O}$ を 税 除 に き 0 11 付 7 則 第 は な 条 お 第 従 五 前 뭉  $\mathcal{O}$ に 掲 例 に げ ょ る 規 る 定  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 前 に 課 L た 又

(手持品課税に係るたばこ税)

第

七 4 る 則 る  $\mathcal{O}$ あ 売 る  $\mathcal{O}$  $\sum_{}$ と 者 な t 販 第 る 卸 条 4 L  $\mathcal{O}$ 場 売 と  $\mathcal{O}$ 五 売 な 7 に 合 業 と 製 十 平 販 さ 限 者 造 に な \_\_ 売 成 等 業 三 れ た る は る た 条 る ば 区 で لح ば 第 者 + \_ ک 製 ۲  $\mathcal{O}$ き 九 等 あ 造 る 項 年 税 を X. は  $\mathcal{O}$ 又 た を 域 場 製 は 十 同  $\mathcal{O}$ ば 課 内 合  $\sum_{}$ 造 規 小 月 日 \_ す に に に れ 場 定 売 <del>---</del>  $\mathcal{O}$ る 区 所 は 5 か に 販 日 本 区 ょ 売  $\mathcal{O}$ 在  $\mathcal{O}$ 5 前 数 す ŋ 業 に  $\sum_{}$ X  $\mathcal{O}$ 者 移 لح 区  $\mathcal{O}$ 域 る が 出 製 者 売 場 内 当 域 卸 造 L L が 渡 合 に 該 内 た た L 売 あ 当 営 製 等 に に 販 ŧ ば る ے 該 お 業 造 所 売  $\mathcal{O}$ 場 が لح た け 在 業 行 所 た  $\mathcal{O}$ 合 者 ば る ば す 4 製 12 わ  $\mathcal{O}$ ۲ た 所  $\mathcal{L}$ る 等 な 造 お れ ば を 者 た 税 在 貯 لح L 11  $\sum_{}$ て لح す 直 蔵 L て 製  $\mathcal{O}$ 造 税 税 接 場 て 同 L る 率  $\mathcal{O}$ 小 管 当 項 7 た 所 課 売 当 ば は 理 該  $\mathcal{O}$ れ す 製 税 販 規 該 5 千 標 売 る n 造 定 製  $\mathcal{O}$ を 潍 業 者 本 営 5 た に 造 同 に 者 ば ょ は 業  $\mathcal{O}$ た が 日 0 12 者 り ば 12 所 所 当 売 た  $\mathcal{L}$ き に が 得 販 小 ば 兀 該 り お を 税 売 ک 売 渡 売 法 百 11 n 同  $\mathcal{O}$  $\equiv$ り L 7 販 5 税 日 等 た + た 売 に 改 渡 所  $\mathcal{O}$ を  $\Diamond$ 円 t 者 課 L 持 業 正 所 た と  $\mathcal{O}$ さ 者 が さ れ 法 持 す ŧ لح れ で 卸 6 す れ 附

法 施 前 行 項 規 に 則 規  $\mathcal{O}$ 定 す る 部 を 者 改 は 正 す 同 る 項 省 に 令 規 定 平 す 成 る 三 貯 + 蔵 場 年 総 所 務 又 省 は 令 小 第 売 販 十 売 業 五. 뭉 者  $\mathcal{O}$ 営 付 則 業 第 所 九 と 条 第 に 項 地 に 方 お 税

2

る

1 て 日 ま で 平 成 に 三 区 長 + に 年 提 改 出 正 L 規 な 則 け と れ ば 1 う。 な 5 な 1 別 0 記 第 号 様 式 に ょ る 申 告 書 を 平 成 + 年 + \_

月

4 3 と 規 係 1 定 第 る 前 う。 12 税 項 ょ 項 金  $\bigcirc$  $\overline{\phantom{a}}$ る 0) を 規 改 規 施 定 第 五 正 定 行 に に 十 後 規 ょ ょ 条  $\mathcal{O}$ 則 る 第  $\mathcal{O}$ 港 ŋ 申 三 区 た 三 告 特 ば 書 第 十 ک 兀 兀 別 を 税 뭉 項 区 提 及 税 を  $\mathcal{O}$ 出 課 び 条 L 第 例 す  $\mathcal{O}$ た 五 者 五. る 場 以 項 様 は 下 合 式  $\sum_{}$ に に 平 第 五.  $\mathcal{O}$ ょ は 成 + る 三 項 +条 及 前 納  $\equiv$ 三  $\mathcal{O}$ び 付 年 六 次 項 書 三 に 並 項 に び に 規 ょ 月 三 に 定 お 0 す 第 11 7 + る 五. 7 納 + £ 付 日 \_ 平  $\mathcal{O}$ L ま 条 成  $\mathcal{O}$ な で 三 に  $\mathcal{O}$ ほ け +規 か れ そ 定 ば を 年 第 な  $\mathcal{O}$ 三 申 適 新 5 条 用 条 な 告 す 例  $\mathcal{O}$ 1 に

げ る 字 句 は そ れ ぞ れ 同 表  $\mathcal{O}$ 下 欄 12 掲 げ る 字 句 لح す る

る。

 $\mathcal{O}$ 

場

合

12

お

11

て

次

 $\mathcal{O}$ 

表

 $\bigcirc$ 

上

欄

に

撂

げ

る

平

成

三

+

年

新

条

例

 $\mathcal{O}$ 

規

定

中

同

表

 $\mathcal{O}$ 

中

欄

に

掲

第五十条の六第一項	第五十条の三第五項	第五十条の三第四項
は第二項第五十条の三第一項又	第一項又は第二項	の二の二様式二十四号の施行規則第三十四号の
第二項平成三十年改正条例付則第七条	第七条第三項が第五十一条において「平成三が第五十一条において「平成三例第 号。第五十条の六及正する条例(平成三十年港区条正する条例(平成三十年港区条	第二十五号)別記第二号様式する省令(平成三十年総務省令地方税法施行規則の一部を改正

第 五 + 条 第 項 項法 当 又 第 該 は四 各 第百 項 七 項十 三 条 第 第平 同 三成 項 項三 + 年 改 正 条 例 付 則 第 七 条

5 と れ 付  $\mathcal{O}$ 第 ŋ 11 規 + 定 平 る を 五. て  $\mathcal{O}$ 受 本 ベ 様 六 準 に 区 成 三 数 き け 式 条 用 ょ  $\mathcal{O}$ で に す り 十 を ょ  $\mathcal{O}$ 区 う 記 あ ょ 几 る た 域 載 لح る  $\mathcal{O}$ ば 内 年 0 ک ۲ L た す 書 規 に 新 旨 た る 定 税 営 条 類  $\mathcal{O}$ 上 を 製 中 に 場 を 業 例 で 証 造 ょ 合 課 所 第 す さ 同 た n に  $\mathcal{O}$ 五 斌 + 様 る ば お れ 所 誠 式 に  $\sum_{}$  $\sum_{}$ 1 た 在 条 9 足 に て す に 出 れ  $\mathcal{O}$ ょ ŋ 0 5 又 る 兀  $\blacksquare$ る る 当 11  $\mathcal{O}$ は 小  $\mathcal{O}$ 及 書 書 7 規 該 課 規 売  $\zeta$ 第 類 類 定 卸 さ 販 定 N を に に 売 れ 売 は 9 ک 基 規 販 業 項 る 쇸 れ づ 定 売 ベ 者  $\mathcal{O}$ 販 缈 5 11 規 す 業 き に 売 批 者 売 契  $\mathcal{O}$ て 定 る ŧ  $rac{1}{2}$ 等 申 に 申 約  $\mathcal{O}$ り 3 当 告 ょ 告 渡  $\mathcal{O}$ N は  $\mathcal{O}$ 書 該 り 書 返 L 解 7. に た た 返 に 施 還 除 14 ば 製 そ 添 還 添 行 を # 付 に  $\sum_{}$ 付 規 受 造  $\mathcal{O}$ 屈 \_ 係 税 則 け L す た 他 な る 欄 第 た ば Þ が ベ け 製 課 + 卸 に き む 造 さ 施 六 売 を れ  $\mathcal{O}$ ば た 当 条 う 得 n 行 販 ば な た 規  $\mathcal{O}$ 売 5 該 な  $\subseteq$ 5 控 則 業 11 な 除 第 者  $\mathcal{O}$ 又  $\mathcal{O}$ 第 理 五 等 い 品 は 又 十 由 に 目 課 は 六 又 に 項 さ 還 号 は ょ 0  $\mathcal{O}$ 

(たばこ税に関する経過措置)

第 八 又 は 条 課 す 別 段 べ き  $\mathcal{O}$ で 定  $\otimes$ あ が 0 た あ た る ば Ł ۲  $\mathcal{O}$ 税 を に 除 0 き 11 て 付 則 は 第 な <del>---</del> お 条 従 第 前 七 号  $\mathcal{O}$ 例 12 に 掲 ょ げ る る 規 定  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 前 に 課 L た、

(手持品課税に係るたばこ税

第 九 لح n で 卸 6 則 る ŧ れ 4 る 売 る 第 卸 条  $\mathcal{O}$ あ  $\mathcal{O}$ لح な 4 る 販 者 五 売 4  $\mathcal{O}$ 場 売 لح + 販 平 L  $\mathcal{O}$ لح 成 12 製 な 7 合 業 売 さ 限 者 業  $\equiv$ に な 造 条 れ た 等 る た 第 者 + る は  $\equiv$ る ば 区 で لح ば 十 等 製  $\subseteq$ 年  $\mathcal{O}$ あ き 又 造 税 区 る は 項 は + を  $\mathcal{O}$ た を 域 場 製  $\mathcal{O}$ 小 月 同 課 ば 日 内 合 造 規 売 \_\_ ۲ す に に に れ 場 定 販 日 区 に 売  $\mathcal{O}$ る 所 は 5 か 前 本 区 業  $\mathcal{O}$ 在  $\mathcal{O}$ 5 ょ に ک す 者 1) 数 区  $\mathcal{O}$ 移 者 売 と 域 る 区 製 渡  $\mathcal{O}$ が 出 が 当 L 場 内 域 卸 造 L L あ 等 合 に 該 内 売 た た る 当 12 営 製 に 販 ŧ ば 場 が 売 ۲ 該 お 業 造 行 所  $\mathcal{O}$ 合 た け 所 た 在 業 لح  $\mathcal{O}$ 12 わ ば る  $\mathcal{O}$ ば す 者 4 製 お n ک ک る 等 た た 所 な 造 11 と 者 製 税 ば 在 を 貯 L 7 造  $\mathcal{O}$  $\sum$ す 直 て لح 蔵 L 税 税 る 接 場 7 同 L た 率 管 当 て ば  $\mathcal{O}$ 小 項 れ 所 ک 当 は 課 売 理 該 5  $\mathcal{O}$ 税 販 す  $\sum_{}$ 製 規 該  $\mathcal{O}$ を 千 る 製 標 売 れ 造 定 者 同 準 業 営 5 に 造 本 た が 日 に 者 業 ば た 12 は  $\mathcal{O}$ ょ 所  $\mathcal{L}$ ŋ ば 0 に 所 者 得 販 ک 当 売 き 売 に が た 税  $\overline{\phantom{a}}$ 兀 ば 法 該 り お 小 を  $\mathcal{O}$ 百 売 渡 11 売 n ک 同 等 た 三 5 8 1) L 7 販 税 改 日 + た に 渡 所 売  $\mathcal{O}$ を TE. 所 ۲ 円 L ŧ 持 業 者 課 法 持 لح た  $\mathcal{O}$ 2 者 が さ n 附 す

2 十 年 前 改 項 に 正 規 規 則 定 别 す 記 る 第 者 は 号 様 同 式 項 12 に 規 ょ る 定 申 す 告 る 書 貯 を 蔵 平 場 成 所 三 又 + は 三 小 年 売 + 販 売 業 月 者 日  $\mathcal{O}$ ま 営 で 業 に 所 X لح 長 12 に 提 亚 出 L 成 な 三

け

n

ば

な

5

な

11

す

る

4 3 係 第 る 前 税 項 項 金  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ を 規 規 施 定 定 行 に に 規 ょ ょ 則 る ŋ 第 申 た  $\equiv$ 告 ば 書 +  $\sum_{}$ 兀 を 税 号 提 を  $\mathcal{O}$ 出 課 L す た  $\mathcal{O}$ る 者 五 場 様 は 合 式 に に 平 は ょ 成 る 三 + 前 納 三 付 兀 項 書 年 三 に に 規 ょ 月 三 定 0 す 7 + る 納 ŧ 付 日 ま  $\mathcal{O}$ L  $\mathcal{O}$ な で ほ け に か れ ば そ 第 な  $\mathcal{O}$ 兀 申 5 条 な 告  $\mathcal{O}$ 12 11

げ る。 と る 1 字 う。 句  $\mathcal{O}$ は 場  $\overline{\phantom{a}}$ 合 第 そ に 五. れ お +ぞ 1 条 て れ  $\mathcal{O}$ 三 同 表 次 第  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 兀 表 項 下 及 欄  $\mathcal{O}$ に 上  $\mathcal{C}^{\kappa}$ 欄 第 撂 げ に 五. 項、 る 掲 字 げ 句 る 第 とす 平 五 成 +る。 三 条 +  $\mathcal{O}$ 三 六 年 並 新  $\mathcal{U}$ 条 に 例 第 五.  $\mathcal{O}$ 規 +\_ 定 中 条 同  $\mathcal{O}$ 規 表 定  $\mathcal{O}$ 中 を 欄 適 用 に 掲 す

規

定

に

ょ

る

改

正

後

 $\mathcal{O}$ 

港

区

特

別

区

税

条

例

以

下

٢

0

項

及

び

次項

に

お

V)

て

平

成

三

+

三

年

新

条

例

第五十一条第二項	当該	第五十条の六第一項第五	第五十条の三第五項第二	の二   の二   の二
メは第二項	8 項	第二項	項又は第二項	一の二様式で式といる場での一様式とは第三十四号の
第三項平成三十年改正条例付則第九条	同項	第二項平成三十年改正条例付則第九条	第九条第三項 という。)付則 が第五十一条において「平成三 が第五十一条において「平成三 所第 一号。第五十条の六及 正する条例(平成三十年港区条 正する条例(平成三十年港区条	第二十五号)別記第二号様式する省令(平成三十年総務省令地方税法施行規則の一部を改正

لح れ 付 第  $\mathcal{O}$ 11 規 V) + 定 平 る を 五 て  $\mathcal{O}$ べ 受 六 本 様 準 に 区 成 三 数 き け 式 条 ょ 用  $\mathcal{O}$ を ょ す X + で に  $\mathcal{O}$ V) 三 う た 域 記 あ ょ 兀 る 0 載 0 لح る  $\mathcal{O}$ ば 内 年 ک す L た 書 規  $\sum_{}$ に 新 旨 た る 定 税 営 条 類  $\mathcal{O}$ 上 を 製 中 に 場 を 業 例 で 証 造 ょ 合 課 所 第 同 す た り に さ  $\mathcal{O}$ 五. Ħ 様 る ば お れ 所 + 諴 式 12  $\overset{\sim}{\smile}$  $\sum_{}$ た 在 条 11 0 足 に て す に Ш れ  $\mathcal{O}$ ょ り 5 又 0  $\blacksquare$ る 几 る る 11  $\mathcal{O}$ 当 は 小  $\mathcal{O}$ 及 書 書 て 規 課 売 規  $\zeta$ 該 さ 類 類 第 定 卸 販 定 M を 12 に 売 れ 売 は 0 ک 基 規 販 業 項 る 匌 者 づ 定 売 べ 販 れ  $\mathcal{O}$ 绁 5 11 規 す 業 き に 売 妣 て る 売 契  $\mathcal{O}$ 定 者 ŧ  $rac{1}{2}$ 申 に 申 等 り 約  $\mathcal{O}$ 3 当 告 ょ 告  $\mathcal{O}$ 渡  $\mathcal{O}$ は  $\mathcal{N}_{9}$ 書 該 ŋ 書 返 L 解 2 た に た に 返 施 還 除 NH ば 行 製 そ 添 還 添 を # 付 に  $\mathcal{L}$ 屈 付 規 受 造  $\mathcal{O}$ \_\_ 係 す L 税 則 け た 他 な る が 欄 第 た ば P ベ 製 け 課 + 卸  $\overset{\succ}{\smile}$ に き む 造 さ 売 を n 施 六  $\mathcal{O}$ ば た 当 行 う 得 れ 条 販 な ば た 該 規 売 ち な  $\mathcal{O}$ 業 5 控 則 11 な 第 者 理  $\mathcal{O}$ 又 除  $\mathcal{O}$ 第 品 + 五 等 1 は 又 由 六 目 課 は 又 に 項 に 2 還 号 は  $\mathcal{O}$ ょ 0

(たばこ税に関する経過措置)

第 + 又 は 条 課 す 別 べ 段 き  $\mathcal{O}$ で 定 8 あ が 0 た あ た る ば ŧ ۲  $\mathcal{O}$ 税 を に 除 0 き 11 7 付 則 は 第 な <del>---</del> 条 お 従 第 前 八 号  $\mathcal{O}$ 例 に に 掲 げ ょ る る 規 定  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 前 に 課 L た

## (説 明)

税 法  $\mathcal{O}$ 法 律 確 地 等 保 方  $\mathcal{O}$ <del>\_\_</del>  $\mathcal{O}$ 等 税 部 を 法 等 を 义 部 改 を る  $\mathcal{O}$ 正 改 税 す 制 正 部 す る  $\mathcal{O}$ を 法 る 抜 改 律 法 本 正 す 律 的  $\overline{\phantom{a}}$ 平 な る 成 平 改 等 \_ 革 成  $\mathcal{O}$ 十 を 法 十 九 行 律 年 八 う 平 法 年 た 律 法 8 成 第 律  $\mathcal{O}$ 第 地 + 号 八 方 八 + 税 年 六 及 法 法 뭉 び 及 律 地 び 第 方 地 + 税 方 三 地 法 方 交 号  $\overline{\phantom{a}}$ 等 税 付 法 税  $\mathcal{O}$ 及 法 社 部  $\mathcal{U}$ 会  $\mathcal{O}$ を 保 航 \_\_ 改 空 障 部 正 機 を  $\mathcal{O}$ す 改 燃 安 る 料 TF. 定 法 譲 す 財 律 与 る 源

措 改 平 正 置 成 法 並 三 び + 昭 に 和 所 年 三 得 法 +税 律 <u>-</u> 第 法 三 年 等 号) 法  $\mathcal{O}$ 律 第 部 0 施 を + 改 行 六 に 正 号) ょ す る る 法 地  $\mathcal{O}$ 律 方 部 税 改 平 法 正 成 三 昭 に 和二 伴 +11 年 ` 法 +律 五 規 定 第 年 を 七 法 整 号 律 第二  $\overline{\phantom{a}}$ 備 す  $\mathcal{O}$ 百二 る 施 必 行 + 要 に ょ 六 が 号) あ る る 租 た 税  $\mathcal{O}$ め、 特 別 部

本案を提出いたします。